

令和7年
第5回立川市農業
委員会総会議事録

立川市農業委員会

令和 7 年第 5 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 3 時
会場 210 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事
議案第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和 7 年 第 5 回 立川市農業委員会総会

令和 7 年 5 月 26 日 (月)

立川市役所 210 会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番		15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 東島 信幸君

午後 2 時 5 分 開会

議長　皆さん、改めましてこんにちは。定刻より若干ちょっと早いんですけども、もう皆さんおそろいなので始めたいと思います。

ここで私のほうも結構、出席する機会がいろいろあります、先週は北多摩の農業委員会連合会の総会もありまして、また、今度は、28日は全国の農業委員会会長大会と、その後、東京都の国会議員選出の議員さんとの意見交換会ということで、大体私は毎回、何かしら答えと言われるんですけども、前回は相続の話をしたり、今の実情を話したりしまして、今回もまた何か話すのかなと思っているんですけども、今、肥料とか資材とかがとにかく高いので、その辺をどうにかしてくれというようなことも、もし指されたら言おうかななんて思ったりしています。

また、来週には、今度はJAの組合長とか理事さんとか役員さんの、5市の農業委員会の会長、職務代理との、やはり意見交換会がありまして、またその席でもいろんな意見交換をする予定でいます。特に、立川においては農地バンクを一番推進していますので、その辺も今後、農協と一緒に進めていきたいと思っていますというような形で、一緒に進めていけたらというような話もしていきたいなと思っておりますので、今後とも、いろんな機会に出席した際には、そういう意見なども述べていきたいなと思っております。

それでは、ただいまより令和7年第5回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。
御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は 15 番の清水委員、16 番の川野委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1) 事務報告、(2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 2 件、(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 5 件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、報告事項につきまして御報告をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

初めに、報告事項(1) 事務報告を行います。

5月14日(水)、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が出席をいたしました。

5月20日(火)、東京都農業會議理事会、常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

5月23日(金)、生産緑地・円滑化法研修会が開催され、事務局が出席をいたしました。

同日、北多摩地区農業委員会連合会の通常総会が開催され、会長と事務局が出席をいたしました。

委員会といたしまして、5月15日(木)、5月の総会に向けた現地調査を、26日(月)午後3時より第5回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

5月30日(金)、相続税納税猶予制度研修会が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月2日(月)、JA東京みどり管内5市農業委員会担当者会議が開催され、会長、職務代理、事務局が出席を予定しております。

6月3日(火)、農業経営部会の農地パトロールを予定しております。

6月4日(水)、農業者年金担当者会議が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月5日(木)、農地中間管理事業担当者会議及び新規就

農・貸借担当者会議が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月6日（金）、主任職員協議会が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月17日（火）、東京都農業会議、常設審議委員会が開催され、会長が出席をされる予定です。

6月23日（月）、北多摩西部地区農業委員会地区別検討会が開催され、会長、職務代理、事務局が出席を予定しております。

委員会といたしまして、6月16日（月）、6月の総会に向けた現地調査を、25日（水）午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出2件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は一番町4丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1, 804m²。転用目的は事業用地でございます。

2件目、農地の所在は錦町4丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は216m²。転用目的は駐車場用地でございます。

周辺略図を御覧ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出5件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は西砂町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は2, 145m²。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町2丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は62m²。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は羽衣町3丁目の2筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は10.41m²。転用目的は住宅用地でございます。

4件目、農地の所在は上砂町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は1,722m²。転用目的は住宅用地でございます。

5件目、農地の所在は砂川町6丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は321m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願ひいたします。

田中委員、お願いします。

14番 報告第3号の番号1番ですね。譲渡人の関係で、大抵この場合は農家の方が譲渡人になっておりまして、譲受人が会社になるんですが、これを見ますと初めから会社と会社になっているんですが、どういうことでそういうふうなことなんでしょうか。

係長 お答えさせていただきます。

今、委員がおっしゃっておりました1件目、及び、御質問はございませんでしたが2件目も含めまして、譲渡人の方が法人となっております。こちらにつきましては、以前に農地法5条の転用の届出を出されておりましたが、今回、届出をされたときに確認をしましたが、地目のほうが畠のままとなっておりました。恐らく農地転用の手続、届出を以前出されておりますが、前回の所有権の移転の際に現況が変更がなかったため、法務局のほうで地目の変更が認められなかつたケースではないかなと

思います。

農業委員会としまして、農地法の5条の届出につきましては、通常、我々のほうでは過去、届出を出されたケースについては、過去出されましたという証明を発行して、それを基に農地法の手続を、2回目といいますか、手續をしていただいているんですが、今回のようなケースについて、2回目の届出、5条の届出をしても特段問題はないということを東京都農業会議に確認しておりますので、今回は改めて5条の手續をしていただいたものとなっております。

以上です。

議長 岩崎委員、お願いします。

11番 今の件で、1番のほう、2番のほうは地目畠、現況宅地なので、その説明が分からなくないんですけれども、1番は現況も畠のままだと思うんですけれども、以前の5条が出されてから現在までの期間はどのくらいなんですか。畠であるならば、それは現況主義である以上、農業委員会が管理すべきところだったと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

係長 1件目の方につきましては、今年の3月の総会で届けがあった方となっております。その時点では所有権を移転されたときに畠であったということで、今現在、今回出されたものにつきましても、現況が畠ということで届出を出されているものとなっております。

14番 1件目の関係は宅造にかけてある物件ですよね。宅造にかけてあれば、もうそれは建築確認とか、そっちのほうに行くものではないんですかね。

係長 農業委員会のほうでは、令和5年以前には、建築確認などの書類を添付するようにということになっていたんですが、法律改正がございまして、令和5年4月以降については、そのような書類の添付を求めなくなりました。このため、基本的には所有者の方の申請に基づきまして届出を受けさせていただいております。

局長 よろしいですか。

基本的に事業所のほうで買取りをされてすぐに開発されると
いうことを前提で、第5条を転用しているかと思います。この
会社さんも、そういうことで買い取られるんだろうなというこ
とで転用を認めておりまして、ただ、その後、1か月もたたな
いううちに、また別の会社のほうに移すということで、実際、登
記簿上の畠というのも変わらず、そのままになっておりました
ので、改めてここで5条のほうを受け取っている形になってお
ります。

なので、本来ですと、開発されるという前提でしたので、こ
ういう形にならないはずだったんですけども、期間も短く、
すぐに売却というところにもなっておりまして、改めてここで
5条のほうを受けているということで御理解いただければと思
います。

14番 会社が違うんですね。初め買った人と、また今度の人がそ
れを売って、それで今度、B法人が買ったということですね。

局長 なので、5条の転用を認めたのが、今、譲渡人としてなっ
ている会社。

14番 A法人。じゃなくて。

局長 が個人から、この……。

14番 買って。そのとき、だから、A法人から今度はB法人のほ
うに変わったということですか。

局長 そうです。

14番 では、違った業者ということですね。

11番 転売がされたということです。元の農家が最初の買主に5
条で売ったが、それが取りやめになって、新たに元の農家が別
のハウスメーカーに売ったというのではなく、農家、最初のハ
ウスメーカー、次のハウスメーカーに転々譲渡されているとい
うことですか。

係長 今、委員のおっしゃったとおり、登記のほうでそのような
農業者、業者、新たな業者という形で。最後の業者はまだ分か
らないので、登記にはもちろん書いていませんけれども、農業
者、業者という形で動いているのを確認しております。

11番 これは恐らく、市街化なので届出ですけれども、もしそれが調整の許可であるならば、一旦許可を取り消すような事案であるということなんですかね。どうなんですか。許可のときって、転用許可ですよ。届出ではなくて。許可のときって、その許可後にその開発が本当に行われているかどうかということを、いろんな、資金があるかとか、設計図がちゃんとあるかとか、そうやって審査するというふうには聞いていますけれども、届出だから、その辺は届出が出されたときに、本当にこの人は開発するのかなというところの審査はしなくて、届出が出たから、こっちが許可するとか、そういう立場にないから、書類が出た以上、それは専決でオーケー。オーケーも何もですけれども、認めているということなんですかね。

だから、要は、これがあまりよくない転々売買であったならば、そこの届出のときを、もうちょっと慎重にするという運用が必要になってくるのではないかと思うんですけども、それは、届出だからそこをもっと慎重な審査をするということは、権限上できないということなんですか。

係長 事務局としましては、届出ということなので、書類の不備がないかを確認いたしまして、不備がない以上、受理をするという形で行っております。

局長 非常に難しいところではあるんですけども、届出が出されている以上は、それを受け取るというところになってしまっておりまして、ただ、その後、現況がちゃんと予定どおりに開発されていくのかどうかといったところの部分について、どのタイミングでどれだけ確認するのかというところは非常に難しいところなのかなと。正直なところ。

こういった短期間の中で転売されているというところもありますので、なかなか確認していくというところが正直難しいところもありますけれども、ここは課題なのかなと思います。具体にどういった形でチェックしていくのか。また、こういった形で転売していいのかどうかというところについては、改めて事務局のほうで整理をさせていただきたいと思います

で、よろしくお願ひします。

16番 この1番は、私、2月に確認に行ったんですけれども、届出が出て、地目の変更というのは、基本的にどなたがどういう形で新設するんですか。

2番 基本的には今、私も聞きかじりですけれども、当然最初のときに権利、権利ではないけれども、地目変更の届けが出ているということは、当然、農地から宅地化なりするということで、地目の変更の届出が出てきていると思うんです。

今の事務局さんの説明ですと、登記所のほうに今度、今の業者さんから次の業者さんに行くときに、畠のまんまであったという御説明が先ほどあったと思うんですけれども、その最初のときに、5条の申請許可を持って登記所に行って、地目の変更をかけて登記をするのが正式な流れだったと思うんですよ。それが今回なされていなかったから、もう一度、登記所のほうから、地目変更するから、農業委員会の5条の申請の許可書というか、それをつけてくださいという流れなんですかね。

となると、やはり最初のときに、本来は登記所のほうで受け取ったときに地目変更をされていないと、おかしかったんじゃないのかなというふうに思うんですよ。どういう流れだったか分からぬんですけども、最初のときに登記を、所有権の移転のときに地目の変更がなされていなかった、何らかの理由でなされていなかった。ですので、今度、次の業者さんが購入して何かをやるときには、当然農地じゃなくなるので、そのためには、もう一度登記所のほうから御指導があったのかどうか分からぬんですけども、それで、もう一度地目変更をかけてくださいということで今回の申請になったと思うんですけれども、今までの事務局さんのお話を聞くと、それが2回であったり、そういう理由で届出がなされたときには、委員会としては、それに対して出すことは何ら問題のないということなんですかね。

最初の、何で地目変更がなされなかったのかというのを、我々委員会の中では調べることも多分できないと思うんですけれども、往々にして、こういうことって多分、今回は初めてで

すけれども、業者さんから業者さんということが、移ることがあるかと思うんですけれども、本来は移っても、この委員会には、言葉は悪いんですけども二度と出てこないのが普通だと思うんですよ。一度転用の申請が出てきている物件に関して、もう一度出てくるということは、まず考えられないと思うんですけども、今回こういう形で、何らかの手続の違いだとか、そういうことで、最初の登記をされたときに変わっていたので、もう一度やってくださいというのが、多分登記所さんからの指導か何かで、今度の業者さんも、またそれを提出してきて、それに対して委員会のほうとして、同じ土地に対して2度目の証明書というか、受理通知を出すことに問題があるかないかのほうが、何となく重要なのかなと思うんです。

今、事務局の話によると、それは問題ないということなので、ちょっと納得いかないところはあるんですけども、流れ的には、いいのかなということもないんですけども、何で最初のが変更がなされなかつたのかというところが一番問題であって、納得していないけれども、でも、委員会として、同じ土地に対して2度の届出が出てきたものに対して受理通知を出すということに問題がないということであれば、しようがないのかなという気がしました。

ということなんですね。

係長 繰り返しになりますが、過去、農地転用の届出があったところで、今回のようなケースの場合、通常、総会の報告事項に該当しない形で、事務局のほうで受理証明というものをさせていただいています。これは、いついつ受理届が出されましたよということを証明するものとなっておりまして、立川市以外では出されないケースもあるということを伺っています。今回のように5条なりを2回目で出してもらうところが結構多いということを、農業会議のほうではおっしゃっていましたので、基本は受理証明というもので、我々事務処理をさせていただいているんですが、出してほしいという、届出をされたときに出してほしいという今回ののようなケースの場合は、2回目の5条

の農地転用という形で受けさせていただいているということになつております。

11番 参考までになんですけれども、これは、もし市街化調整区域で許可だった場合に、同じようにしばらく何もしなかつたときって、2回目の許可を出すということなんですか。届出だからですか。

係長 許可の例というのがないものですから、正確な答えはちょっとできないですが、先ほど委員がおっしゃっていたように、許可の場合の転用の場合は、その方の計画であつたり、あと、お金の面とか、そういったものを確認した上で、都知事なりの許可を受けることになります。ですので、そちらの計画が正式に転用がされないとということですと、恐らく委員のおっしゃっていたように、東京都のほうと協議をして認めなくなるのではないかとは思います。これはやったことがないものですから、あくまで想像でしかないですが、回答とさせていただきます。

議長 では、よろしいですか。田中委員、よろしいですか。
あと、そのほか質問ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項はこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を鈴木会長、高杉委員、高橋委員、田中委員、清水委員、嶋田委員、川野委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第1号の1は栄町2丁目の5筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、南砂小学校の東に広がる農地で、キウ

イフルーツや梨、柿などの果樹を中心に生産されておりました。庭先販売を中心に地方発送などもされているとのことです。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の2、幸町5丁目の2筆になります。略図2を御覧ください。略図2は、幸小学校の西に広がる農地で、ソヨゴやイタリアンサイプレスなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の3、柏町2丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、第十小学校の北に広がる農地で、栗や柿、レモンなどの果樹のほか、トマトやジャガイモ、ズッキーニなどの野菜類を生産されておりました。真ん中の四角部分につきましては、ほこらがあるため、納税猶予から外しておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の4、砂川町5丁目の3筆となります。略図4を御覧ください。略図4は、砂川四番の東に広がる農地で、今後、ジャガイモやトマトなどの作付を予定しているとのことでした。隣接する市の放置自転車置場から雑草が侵入してくるため、立川市で対策してほしいという御依頼をいただきましたので、事務局から担当課のほうへ伝えております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

なお、略図の四角部分については、後ほどの全員協議会で報告をいたしますが、登記地目も現況地目も墓地となっており、農地台帳への登録はされておりませんでした。また、この農地については、生産緑地の指定及び納税猶予地として適用済みであるということは確認済みでございます。御本人も畠として認識されており、航空写真においても10年以上前から畠であるということが確認できております。このため、本総会後、登録通知を送付し、農地台帳登録を行いたいと思っております。

続きまして、議案第1号の5、砂川町6丁目の2筆になります。略図5を御覧ください。略図5は、東京都水道局立川砂川浄水所の西に広がる農地で、トマトやジャガイモ、キュウリなどの野菜のほか、カリンや梅などの果樹も生産されておりまし

た。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の6、一番町2丁目の1筆と3丁目の1筆となります。略図6を御覧ください。略図6は、松中団地の南に広がる農地で、どちらの農地もトマトやキュウリなどの夏野菜の作付を予定しており、耕うんをされておりました。肥培管理はどちらも良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の7、西砂町1丁目の4筆と6丁目の2筆となります。略図7-1及び7-2を御覧ください。略図7-1は、西武立川駅の西に広がる農地です。現地調査時には、どこも雑草が目立っており、一部境界の確認ができおりません。また、略図7-2は、松中団地の西及び南に広がる農地となります。こちらも7-1と同様に雑草が目立ち、一部境界の確認ができません。全ての箇所につきまして総会前までに改善し、委員の確認をすることを条件に現地調査を行っております。今後の作付は全てネギを予定しているとのことでした。また、改善が図られていない場合には証明書の発行ができないということもお伝えしております。状況につきましては、地区の川野委員から、また御報告をいただくということでお願いいたします。

続きまして、議案第1号の8、西砂町1丁目の2筆となります。略図8を御覧ください。略図8は、西武立川駅の西に広がる農地で、コニファーやブルーベリーなどの植木のほか、ニンジンなどの野菜類、グランドカバーの生産もされておりました。肥培管理はどちらも良好で、境界も確認できております。

議案第1号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございました。

確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。中立委員の方は、最後、問題があるところ、何か補足説明することがあった点だけ報告していただければ結構です。それは一番最後に、またお願いいたしたいと思います。

それでは、1番、高杉委員、お願いします。

3番 この方の畠は、取りあえず境界は全部確認しました。事務

局が言ったとおり果樹を生産していました、梨、キウイ、ブルーベリー、柿と栗をやっていました。肥培管理はすごい良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、2番ですね。高橋委員。

12番 2番の申請者の畠を確認したんですけども、生産物は、先ほどあったとおりソヨゴとかイタリアンサイプレス、ザイフリボク等を整然ときれいに手入れをされて生産を行っておりました。

また、以前、道路課のほうから、畠の土が雨で流れて外へ出ちゃうというふうなことが連絡が来たということで、畠道の勾配をずらして、雨が降っても土が横に行くように配慮して、近隣に迷惑がかからないように作業しておりましたので、全く問題ないと思います。境界ちゃんと確認済みです。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、3番、4番を田中委員、お願いします。

14番 番号3につきましては、当日は長男が対応していただきました。栗とレモンが植えてあるんですけども、栗の木が結構高木になっているんですが、この方は年に1回、業者を入れて伐採等をしておりますので、何も問題はないかと思います。それと、真ん中のほうにあるところは稻荷様が祭ってありましたので、この部分は省いてあります。

番号4につきましては、この畠の所有者の方も結構高齢な方なんですけれども、自分でトラクターを運転して耕作しているんですよ。今のところ、これから植える夏野菜に向けて耕作してありましたので、何も問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、5番ですね。清水委員、お願いします。

15番 5番の方ですけれども、畠のほうも夏野菜が植えられて

て、生産物は、みのーれ等に出荷しているということでした。境界石も確認でき、肥培管理も良好ですので、特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、6番、嶋田委員、お願いします。

2番 この方の畠ですけれども、今まで御本人と奥様と2人で耕作をされていたんですけども、昨年の夏に奥様がけがをなさりまして、それと同時期に本人も体調を崩されていまして、今は長男の方が、今、会社勤めをしているんですけども、休みの日にトラクターをかけたりとか、そういうことをやっております。

今後の作付について確認したんですけども、一応、夏野菜を予定しているということだったんですけども、長男の方がそういう状況、御本人たちがそういう状況なので遅れているような形ですけれども、今までしっかりと耕作なされていましたので、問題ないと思います。

それと、そのときに会長からも話があったんですけども、いよいよ大変なときには貸借も検討してくださいという話は、一応してきてありますので、何らかの検討をしてもらえるものと思います。境界のほうも確認できておりますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、7番、8番を、川野委員、お願いします。

16番 まず、7番の方ですけれども、先ほど事務局から説明がございましたとおり、再度確認して改善が見られない場合は、ちょっと難しいよということでお伝えしまして、先週、それから昨日、2回ほど確認させていただきました。

まず、結果からですけれども、大分きれいに耕うんされておりまして、資材等、散乱していたんですけども、それもまとめて片づいておりました。特に、お1人でやられて、ちょっと

病気がちで、大変広い面積ですので大変だと思うんですけれども、確認に行ったとき、現地調査に行ったときよりはきれいに片づいておりましたので、証明書を出さないということにはならないかなとは思っております。

1人でこの面積なので、前から言っているんですけども、貸借を検討していただけないかということで、お話をさせていただきました。

それから、8番ですけれども、境界、畠の状況もよく管理されておりまして、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、中立委員、お願いします。

8番 今、皆さんがおっしゃったことに特に補足することはありますんが、7番の方ですけれども、川野委員さんがおっしゃったとおり、大変意欲的で、指摘されると、すぐやるよという意欲はとてもお持ちなんですねけれども、やっぱり高齢だし、畠が点在しているので、なかなか1人では管理は難しいかなというところもあると思います。管理さえすればとてもいい畠ですので、借り手が見つかるといいなと思いました。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから、若干ですけれども補足説明をしたいと思います。

今回のこの現地調査では、かなり賃貸借のほうの、立川の農地バンクのほうに、ぜひ登録してくださいということをお願いしました。それを、まず3番の方も話もしましたら、もうこの方はよく御理解いただいて、もう少し、私も大変になったら、ぜひ登録させてもらいたいということで、非常に前向きに考えていらっしゃいまして、また、4番の方も当然お話をしまして、なかなか4番の方も、私はもう高齢だからねということで言われたんですけども、高齢だからこそ、ぜひ、大変でしたら農地バンクのほうに登録してくださいということをお願いしまして、あと、6番の方も、先ほど職代の嶋田さんからも言われた

ように、こちらも病気などして大変なので、やはり農地バンクの登録をお願いしました。

7番もそうです。7番の方は、先ほど報告がありましたように、この方はちょうど病気で入院もしていたりして、非常に大変だったということも聞いていましたので、ぜひ農地バンクのほうに登録してくださいということでお願いをしまして、あまり大変な部分はJAにおいても、管理とか、耕うんをしてきれいにしてもらえるんだよということを、この方にも話したんですね。ああ、そんなのがあったのかということで、結構知らない部分もあるので、やはりそういう情報も提供してやると、自分1人じゃなく、JAとかにお願いできるということも、情報を提供していくのもいいのかなと思いました。

ということで、私も7番の方は、ちょっと心配したんですけれども、今、川野委員から報告がありましたように、証明書が問題なく出せるんじゃないかと思います。

私からは以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。

先ほど事務局から説明がありました4番の墓地の跡の件、こちらについて、もう一度説明をしてもらっていいですか。

係長 墓地の方につきましては、この後、全員協議会の中で説明をさせていただきたいと考えております。

議長 分かりました。

そのほか質問ありますか。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、採決に移ります。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

続きまして、その他で事務局で何かございますか。

局長 事務局のほうからは特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は、6月25日（水）午後3時から208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時40分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員